

第8章 塗装工

第1. 塗装工

「国土交通省土木工事標準積算基準書 IX-15塗装」によるものとする。なお、水管橋及び橋梁添架管等については、「国土交通省土木工事標準積算基準書 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価」を適用すること。